関芳弘文部科学大臣問責決議案
趣旨説明（趣旨弁明）

2026 年 11 月 27 日
参議院本会議

立憲民主党の石橋通宏です。
私は、立憲民主・無所属、国民民主党・新緑風会、公明党、参政党、日本共産党、いのちの党、沖縄の風、社会民主党、以上八会派共同提出による文部科学大臣関芳弘君問責決議案について、提案の趣旨を説明いたします。

まず、決議の案文を朗読します。
「本院は、文部科学大臣関芳弘君を問責する。」
右決議する。

冒頭まず、同僚議員の皆さん、とりわけ与党・自民党の皆さんにお尋ねします。皆さんの中に、一人九万円もの会費を集める政治資金パーティーを開催する方が、どれだけおられるのでしょうか。そして、それが政治資金パーティーであることを告げずに、参加者と直接利害関係のある中央省庁の現職の課長を呼んで、行政説明をさせる方が、どれだけおられるのでしょうか。さらにそのことを国会で問われて、「二回だけで他にはない」と公式に文書回答し、自ら答弁でもそう答え、記者会見でも明言したその直後に、「実はあと三回ありました」と、記者団に明かすような方が、おられるのでしょうか。
　おられないはずです。本決議案が問うているのは、党派の利害ではありません。国会、国民に対して説明責任を果たし、真実を語るという、閣僚として、議員として、最も基本的な当たり前の責任の欠如を問うているのです。
　しかも、それが問われているのは、文部科学大臣です。子どもたちに、うそをついてはいけない、決まりは守らなければならないと教える、教育行政の最高責任者であります。その大臣が、国会で事実と異なる答弁をし、説明から逃げ続けていることの責任を、私たちは断固、問わなければなりません。

　以下、問責の理由を四点に絞り、具体的に申し述べます。

　問責理由の第一は、関大臣が、本院の審議において事実と異なる文書を委員会に提出し、その上、審議の場でも事実と異なる虚偽の答弁を行い、参議院を

欺いたことです。

あらためて経緯を申し上げます。

十一月十六日、消費税・支援金法案に関する特別委員会で、関大臣は、我が会派の勝部委員の質問に対し、二〇二四年六月の会合以外のパーティーにも「政府関係者の方はいらっしゃった」と認めました。そこで委員会は、どのパーティーに、どのような政府関係者を呼んだのかを整理した資料の提出を求めました。

十九日、なぜか文部科学省の名で理事会に提出された文書には、「関大臣に確認し」た結果として、こう書かれていました。三月十二日と六月十三日の会合以外の政治資金パーティーにおいて、「省庁の担当者に行政説明を依頼したことはありません」と。

それを受けて、十九日午後の委員会で、私は関大臣に直接確認しました。二〇二四年の全七回のパーティーのうち、この二回のほかには、「役所の担当者を呼んでいないし、来ていない。それで間違いありませんか」、と。関大臣の答弁は、「その通りでございます」でありました。

ところが、翌二十日の午後になって、関大臣は突然、記者団に対して、実は三月二十一日、五月二十三日、十二月十八日のパーティーにも、公正取引委員会と内閣府の職員が来ていたことを明らかにしました。七回のうち五回だったのです。そして、国会答弁との整合性を問われ、「私の答え方が間違えておりました」と弁解したのです。

しかし関大臣は、その当日の朝の大臣記者会見でも、二回のほかには役所には依頼していないと説明していました。朝に否定したのに午後には認め、国会で答弁したその翌日に、国会ではなく記者団の前で、答弁を覆したのです。

関大臣は、質問を「バイオ関係の会合のことだと受け取った」と釈明したようです。しかし、私の質問は、「全七回」について、「呼んでいないし、来ていないか」を尋ねたものです。しかも関大臣は、その三日前に、ほかの回にも政府関係者がいたと自ら答弁していたのですから、知っていた事実を、文書でも、答弁でも、会見でも否定したのです。これは、決して、言い間違いではありません。

国会は、政府の答弁と提出資料が真実であることを前提に審議をしています。閣僚がその前提を崩せば、国会の行政監視は成り立ちません。本院に対する虚偽の文書の提出と虚偽の答弁、これだけでも十分、問責に値します。

問責理由の第二は、関大臣が、行政の中立性と公正性を損ない、国家公務員

を自らの政治資金集めに利用したことです。

二〇二四年三月と六月、関大臣は「政経バイオフォーラム」と称するパーティーを開きました。参加したのは、いずれもバイオ医薬品関連の企業八社で、会費は一人九万円です。政治資金パーティーの会費は一万円から二万円程度が通例とされる中で、九万円という額は、私たちの常識からかけ離れています。そしてその高額パーティーの場に関大臣は、三月には経済産業省の生物化学産業課長を、六月には厚生労働省の研究開発政策課長を呼び、説明をさせていたのです。バイオ産業の振興と、医薬品の研究開発を所掌する、担当の課長です。

両省とも、国会で、「政治資金パーティーとの認識はなかった」と答弁しています。関大臣は、企業が高額の会費を払って参加する政治資金集めのパーティーであることを伝えないまま、担当課長を呼んだのです。関大臣自身、「伝え方が十分でなかった可能性がある」と答弁しましたが、十分に伝えていたら参加を断られていた可能性が大であることを考えれば、意図して伝えなかったのではないかとの疑念が拭い切れません。

では、誰が、いつ、何と言って依頼したのか。関大臣は「記録が残っておらず、確認できません」と文書で回答しました。厚労省も経産省も、やりとりは「残っておらず、確認ができません」としています。現職の課長が、直接利害関係のある企業の集まる場に呼ばれ、行政説明をしたのに、双方に記録が一切ないなんて、これで行政の公正性が保たれていると言えるのでしょうか。

会費九万円の会合の中身は、無料で呼ばれた課長の行政説明でした。関大臣は、途中で退席した参加者の会費を減額したとまで答弁しています。公務員の説明に値段を付けて、売ったのと同じではありませんか。

国家公務員法第百二条と人事院規則は、職員が政治的目的のために会費その他の金品を求め、受領し、あるいはこれらの行為に関与することを禁じています。関大臣は、事情を知らない職員を、法に触れかねない立場に立たせたのです。

しかも、それは二回にとどまりませんでした。二〇二四年のその他の政治資金パーティーに、公正取引委員会の職員が二回、内閣府の職員が一回参加していたのです。関大臣は、いずれも「知り合い」に「気軽な感じでお願い」し、パーティーだと伝えていなかった可能性があると述べています。飲食を伴う会もあり、職員は参加費を払っていなかったとも説明しています。しかし公正取引委員会は、企業の活動を監視する、とりわけ独立性と中立性が求められる機関です。その職員を、様々な業界の企業が会費を払って集まる場に、趣旨を告

げずに呼んでいたのであれば、言語道断です。

五回が五回とも、「伝えていなかった」。これを不注意とは言いません。意図されたやり方だったのだと、断ぜざるを得ません。

そしてこの問題には、さらに重大な疑念が生じています。

バイオ産業には、国から巨額の補助金や助成金が投じられています。それ自体は、産業育成のために必要な政策であることは否定しません。しかし私は、今回の事案を受けて、経済産業省と厚生労働省に、過去五年間のバイオテック企業向けの事業と交付先の一覧を提出するよう求めました。提出された資料を見て驚きました。

経済産業省のバイオ関連の六つの事業は、予算額の合計が一兆円を超えます。そして、その六つの事業すべての担当課が、生物化学産業課でありました。関大臣が三月十二日の政治資金パーティーに呼んだ、まさにその課長の課であります。

しかも、その三月十二日は、どういう日だったのか。予算三千五百億円の「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」、その第四回の公募期間は、二月十六日から四月四日までででした。関大臣のパーティーは、まさにその公募期間の真っ最中に開かれていたのです。この第四回では、十三回の公募の中で、最も多い八件が採択されています。

それだけではありません。予算三千億円の「バイオものづくり革命推進事業」は、そのパーティーのおよそ二週間前に第二回の公募を締め切ったばかりで、審査の真っ最中でした。さらに二か月半後の五月には、「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」の公募が始まりました。また、その年の補正予算では、製造設備への投資を支援する新たな補助金まで創設され、二年間で二百五十八億円の予算が付けられています。

厚生労働省も、同じ構図です。六月十三日のパーティーに呼ばれた研究開発政策課長の課は、「創薬支援推進事業」など、バイオ企業向けの三つの助成事業の所管課でした。この五年間に、公表された分だけで約五十億円が企業に交付されています。

しかも問題はその時期です。「創薬支援推進事業」は、その年の二月に採択が通知され、四月に契約が結ばれたばかりでした。パーティーの翌月には、課長が説明したまさにその分野、臨床研究・治験の事業の公募が始まっています。五月に開かれていた政府の創薬力に関する構想会議と、六月二十一日の骨太の方針で、バイオ医薬品の国内製造体制の整備が打ち出され、十二月の補正予算で六十五億円の新たな補助金が創設されていたのです。最初の公募では、応募した十件すべてが採択されています。

このように、巨額事業の公募の真っ最中、審査の真っ最中に、あるいは新しい制度がつくられようとしているその時期に、その事業を担当する課の課長が、会費九万円を払った企業だけが集まる場に出て説明をする、それがどれほど行政の公正性・中立性を疑わせることになるか、皆さんにもお分かりになるはずです。

私は、採択に不正があったと断定しているのではありません。しかし、パーティーで補助金や新事業の話は出なかったのか、参加していた八社は補助金に応募していたのか、採択されたのか、いくら交付されたのか、国民が疑念を抱くのは当然です。

そして、その疑念を晴らす方法は一つしかありません。パーティーに参加した企業の名前を明らかにすることです。企業名が分かれば、両省の一覧と照らし合わせるだけで、答えは出ます。しかし関大臣は、理事会限りでの開示さえ、拒み続けています。

やましいところがないのであれば、なぜ開示できないのでしょうか。守るべきは参加企業の都合ではなく、行政の公正性に対する国民の信頼であるはずです。

問責理由の第三は、政治資金の透明性を定めた政治資金規正法の趣旨に反する疑いについて、関大臣が説明責任を果たしていないことです。

参加した企業からは、会費はパーティーの都度ではなく、フォーラムの「年会費」として払っていた、との証言があったことが報じられています。関大臣はこれを否定しています。しかし、関大臣自身が委員会に提出した案内状の宛名は、「関芳弘政経バイオフォーラム　会員の皆様方」でありました。

総務省は、法人が負担する会費は寄附とみなされる、との見解を示しています。寄附であれば、年間五万円を超える分は、企業名を公開しなければなりません。一方、政治資金パーティーの対価であれば、当時は一回二十万円以下なら公開は不要でした。関大臣は文書で、同じ企業が同じ年に複数回パーティー券を購入した例が「あります」と認めています。九万円が三回なら、二十七万円です。回を分け、名目を変えることで、企業名の公開を免れていたのではないか、もしそうであれば、極めて悪質です。

だからこそ私は、領収書の提出を求めました。企業名は黒塗りでよい、とまで申し上げましたが、それでも関大臣は応じていません。

関大臣が二〇二四年の一年間に開いた七回のパーティーの収入は、合わせて千二百万円を超えます。しかし、会費の額も、参加した企業の数も、関大臣が

明らかにしたのは七回のうち二回だけです。残る五回については、「政治資金規正法の記載義務の範囲を超える」として、説明を拒んでいます。法律に書いていないから答えない ―― それは、疑惑を持たれた閣僚の取るべき態度ではありません。

では、そうして集めたお金は、いったいどこへ行ったのでしょうか。

関大臣が代表を務める自由民主党兵庫県第三選挙区支部の収支報告書によれば、翌年への繰越金は、二〇二二年が二億五千六百万円、二〇二三年が二億八千六百万円、二〇二四年が約二億九千五百万円です。衆議院選挙があった年でさえ、減るどころか、増えていたのです。

三億円近い資金が手元にありながら、なぜ、一人九万円のパーティーを年に七回も開く必要があったのでしょうか。政治活動に必要だから集めたのではなく、集めること自体が目的になっていたのではないかとの疑念を禁じ得ません。この積み上がった巨額の資金は、いったい誰のため、何のためのものなのか、関大臣は国民に説明する責任があるのではないでしょうか。

問責理由の第四は、関大臣が、文部科学大臣に求められる倫理観と規範意識を、決定的に欠いていることです。

関大臣は、派閥の政治資金パーティーをめぐる問題で八百三十六万円の不記載があり、二〇二四年四月に自民党から戒告処分を受けました。その僅か二か月後に、内規で禁じられている議員会館の自室で、政治資金パーティーを開いたのです。議員会館での開催は、二〇二〇年に続いて二度目でした。

さらに、同じ年の十二月十八日、関大臣が衆議院の政治倫理審査会で弁明をした、まさにその日に、関大臣は中華料理店で政治資金パーティーを開いていました。そしてその場にも、公正取引委員会の職員を呼んでいたのです。政治倫理を問われたその日に、です。

そして、関大臣の説明はいつも後追いでした。十月段階では参加人数さえ「公表を差し控える」と拒み、報道で厚労省の課長の出席が明らかになり、国会で経産省の課長の出席が明らかにされ、そして突如、自ら三回を追加したのです。二〇二三年以前は「記録が残っていない」、大臣就任後の分は「確認中」。全容は、今なお明らかになっていません。

関大臣は、参議院文教科学委員会で、恩師の言葉を紹介されました。森で一番高い木は、大風から低い木を守ることができる。自分だけのことじゃなくて、人を助けることが出来る一番高い木をめざして欲しいと。しかし、関大臣が実際になさったことは何だったでしょうか。事情を知らない官僚を政治資金

パーティーに立たせ、自らは説明を拒み続けている --- 守っているのは、ご自身だけではありませんか。

関大臣の問題は、すでに国会審議と文部科学行政に重大な支障を及ぼしています。特別委員会で私は、食料品の消費税率の引下げを理由に学校給食費の支援の基準額を引き下げることはないと約束するよう、関大臣に求めました。しかし関大臣は、最後まで明言されませんでした。来年度予算の編成が大詰めを迎える中で、国会と国民の信頼を失った大臣に、子どもたちの給食を、学びを、守り抜くことができるのでしょうか。

そして、事ここに至っては、高市総理の任命責任も、厳しく問われなければなりません。

第二次高市内閣では、簗前農林水産大臣が辞任に追い込まれ、後任の武部大臣にも数々の疑惑が指摘されています。そして関大臣です。関大臣は二十日、この問題を総理に直接報告していないと述べました。総理は、事実関係を自ら確かめようともせず、いつまで国民の信頼を損ない続ける閣僚をかばい続けるのでしょうか。関大臣が自ら身を処さず、総理も罷免しないのであれば、本院が院の意思を示すほかありません。

最後に、今一度、与党の、とりわけ自民党の同僚議員の皆さんに申し上げます。

与党の皆さんの中にも、さすがにこれはおかしいと感じておられる方が、少なくないはずです。本院に対し、事実と異なる虚偽の答弁をし、事実と異なる虚偽の文書を提出した大臣を、参議院が不問に付すのでしょうか。それは、参議院が自らの行政監視の役割を、自ら手放すことにほかなりません。この決議案に反対するということは、大臣が国会で事実と異なる答弁をしても構わないと、本院が認めることになります。皆さんは、本当にそれでよいのでしょうか。

皆さんが地元に戻られたとき、支持者の方から、あの大臣をなぜかばったのかと問われたら、どうお答えになるのでしょうか。三億円近い資金を積み上げながら、一人九万円のパーティーに官僚を呼び、国会で虚偽の答弁をした大臣を、それでも信任したと、胸を張って説明できるのでしょうか。

良識の府、参議院の一員として、党派を超えて、本決議案に御賛同くださいますよう、心からお願い申し上げ、私の趣旨説明といたします。

御清聴ありがとうございました。（了）